

別紙2 対策計画の基本となるべき事項

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1 各計画において共通して定めるべき事項</p> <p>1 津波に関する情報の伝達等</p> <p>2 避難対策</p> <p>3 応急対策の実施要員の確保等</p>	<p>各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法</p> <p>避難地、避難路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等</p> <p>円滑な避難の確保のために必要な安全確保対策</p> <p>具体的な要員の確保</p> <p>必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において当該組織の内容等</p>	<p>通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。</p> <p>津波警報、津波注意報が発表されたとき又は津波警報が発表される前であっても強い揺れ（震度4程度以上）又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときのものであること。</p> <p>安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れ（震度4程度以上）又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p> <p>1に定める伝達方法及び伝達手段の実態を勘案するとともに、所要要員の不時の欠員に備えた代替要員を考慮したものであること。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>第2 個別の計画において定めるべき事項</p> <p>1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する施設</p> <p>(1) 津波警報等の顧客等への伝達</p> <p>(2) 顧客等の避難のための措置</p> <p>2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p>	<p>その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者 その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。） に対し、津波警報等を伝達する方法</p> <p>施設が海岸近くにある場合には、津波警報の発表が行 われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し 伝達する方法</p> <p>顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者</p> <p>必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作 業等の停止、その他施設の損壊防止のため特に必要のあ る応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項</p>	<p>① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円 滑な避難等の行動をとり得るよう情報の適切な伝 達方法の検討等の措置を講ずること。</p> <p>② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難地 や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せ て伝達するよう事前に十分検討すること。</p> <p>強い揺れ（震度4程度以上）又は弱い揺れであって も長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときのもの であること。</p> <p>避難誘導方法については、避難路の凍結等によって 避難が困難となる冬期における避難も配慮したもの であること。</p> <p>応急的保安措置の実施等にあたっては、強い揺れ（ 震度4程度以上）又は弱い揺れであっても長い時間ゆ っくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報が発 表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に 避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津 波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時 間を十分確保した上で行うものであること。</p> <p>当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥 当と考えられるものであること。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>5 通信、放送、電気、水道及びガス事業</p> <p>(1) 水道事業</p> <p>(2) 電気事業</p> <p>(3) ガス事業</p> <p>(4) 通信事業</p> <p>(5) 放送事業</p>	<p>津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置</p> <p>津波からの円滑な避難確保のため、火災等の二次災害防止のために必要な措置</p> <p>津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うため、電力供給や早期復旧のための体制確保等とすべき措置</p> <p>津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等火災等二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施</p> <p>電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等とすべき措置</p> <p>発災後も円滑に放送を継続し、津波情報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置の具体的内容。</p>	<p>津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対し、強い揺れ（震度4程度以上）又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報の発表前であっても注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めること。</p> <p>各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関や居住者等及び観光客等が円滑に避難活動を行うために必要な情報の提供に努めること。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>6 その他の施設又は事業関係</p> <p>(1) 鉱山</p> <p>(2) 貯木場</p> <p>(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 (敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る)</p> <p>(4) 道路</p> <p>(5) 工場等で勤務人員が千人以上のもの</p>	<p>構内作業員に対する津波警報等の伝達方法及び伝達後の避難等の行動について、具体的な実施内容</p> <p>平常時及び地震発生時の貯木に対する具体的な流出防止措置</p> <p>当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する津波警報等の伝達の方法及び観客の避難誘導等とすべき措置の具体的内容</p> <p>危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置に関する事項</p> <p>避難所へのアクセス道路等について、除雪体制を優先的に確保する等の措置</p> <p>当該工場に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」という。）に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための具体的措置</p>	<p>地震発生時の防止措置においては、強い揺れ（震度4程度以上）又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行き、作業員の避難等安全措置に配慮すること。</p>

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
第3節 防災訓練に関する事項	推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練の年1回以上の実施及びその実施内容、方法等	<p>避難行動に支障をきたす冬期に訓練を行うこと。</p> <p>他の計画主体等と共同して訓練を行うこと。</p> <p>居住者等の協力及びその参加を得ること。</p> <p>国、指定公共機関、地方公共団体との連携を図ることに努めること。</p> <p>逐年その内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること。</p> <p>防災関係機関の実施する防災訓練に努めて参加すること。</p>
第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	<p>従業員等に対する、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育の実施及びその実施内容、方法等</p> <p>顧客等に対する教育・広報の実施方法及びその内容</p>	<p>教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (2) 地震及び津波に関する一般的な知識 (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (4) 従業員等が果たすべき役割 (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題 <p>広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		<p>(2) 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>(3) 地震が発生した場合の出火防止、顧客同士協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(4) 正確な情報入手の方法</p> <p>(5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>(7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p>

